

マイナンバーカードを作りますか？ 地域に出向いて出張申請サービスを行います！

中間市では職員が企業や事業所、地域に出向いて、
無料で写真撮影をし申請受付を行う
「出張申請サービス」を行います。

赤ちゃんから高齢の人まで
ひとりに1つ
マイナンバーカード

出張申請実施時間帯 月～金曜日 10：00～15：00
上記以外の日時は、ご相談ください。



職員が
指定の場所に
伺います



1人あたり
約5分で
手続き完了
※無料で写真撮影



カードは
郵送でも
受取可能
※必要書類が揃っている場合

申込み団体の担当者に行ってください

1 希望者を
募集する

2 中間市に
申込書を出す

3 希望者に
書類を配る

申込み条件

- 中間市内の企業、事業所、地域のグループ（自治会やサークル活動等）であること
- 申請希望者が5名以上であること
- 会場および机・椅子などの準備ができること

申請可能な対象者

- 中間市に住所登録をしている人
- 職員が訪問した時に対面できる人

※15歳未満および成年被後見人の人は、法定代理人の同伴が必要です。



申請サービスに関する問合せは
中間市役所 市民課 窓口係
TEL093-246-6239 FAX093-244-9118
平日/8:30~17:15
E-mail : shiminka@city.nakama.lg.jp



申込みから受取までの流れ

当日までの準備

【申込み団体の担当者がすること】

1. 市に「マイナンバーカードの出張申請サービス受付申込書」を提出し、日程調整を行う。
2. 申請者に書類を配布する。

●マイナンバーカード申請書

【申請者がすること】

1. 配布された書類に必要事項を記入する。
2. 通知カードを印刷もしくは個人番号を控えておく。
通知カードをお持ちの人は、当日回収となります。
マイナンバーカード交付までの期間の確認用として、
ご自身で控えておいてください。



受付当日

職員が書類を確認し、顔写真を撮影します。(無料)

【申請者が持参するもの】

- マイナンバーカード申請書
- 通知カード・住基カード（お持ちの人）
- 本人確認書類 A書類2点もしくはA書類B書類各1点

※15歳未満・成年被後見人が申請する場合は、法定代理人の本人確認書類も必要です。

※本人確認書類は有効期限内のものに限ります。

※A書類がない場合は、B書類2点+通知カードで郵送でも受け取りが可能です。

A書類	顔写真付きの公的な本人確認書類 例) 運転免許証、住基カード、パスポート、障がい者手帳など
B書類	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類 例) 健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、医療受給者証、学生証など

※前記の書類が揃わない場合は、市役所での交付となります。(本人の来庁が必要です)



申請から1~2か月後

受け取り

郵送での交付を希望の人には、本人限定受取郵便で郵送します。

郵送に必要な書類が揃ってない場合や市役所での受取を希望の人は市役所での交付となります。

マイナンバーに関する問合せは
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178 (無料)
平日/9:30~20:00 (12月29~1月3日を除く)
※カードの利用停止は無休

